

令和 7 年度広島県庁舎弁当販売事業者の募集に係る
総合評価一般競争入札募集要領

公告日

令和 8 年 2 月 2 日（月）

総合評価一般競争入札募集要領交付期限及び入札参加資格確認申請期限
令和 8 年 2 月 12 日（木）

技術評価等資料提出期限

令和 8 年 2 月 20 日（金）午後 3 時

開札

令和 8 年 2 月 20 日（金）午後 3 時 30 分

評価委員会の審査、落札者決定

令和 8 年 2 月 25 日（水）予定

広島県総務局福利課

目 次

1 趣旨	3
2 募集の概要	3
(1) 募集の内容等	
(2) 使用許可期間（弁当販売期間）	
(3) 使用許可の方法【重要事項説明】	
(4) 使用料	
3 施設の概要	3
(1) 名称	
(2) 所在地	
(3) 施設の概要	
4 募集及び選定の方法	4
5 担当部局	4
(1) 名称（所在地）	
(2) 連絡先	
6 総合評価一般競争入札の全体の流れ	5
7 総合評価一般競争入札手続等に関する事項	6
(1) 使用する言語、通貨及び単位	
(2) 入札参加資格	
(3) 仕様書等に関する質問の受付	
(4) 総合評価一般競争入札参加資格確認申請書及び誓約書の提出	
(5) 技術評価等資料の提出	
(6) 入札、開札	
(7) 公正な募集の確保	
8 落札者の選定方法等に関する事項	7
(1) 落札者の選定方法	
(2) 審査	
(3) 落札者の選定	
(4) 使用許可申請の手続き	
(5) 落札者の決定の取消	
9 その他の注意事項等	9

令和7年度広島県庁舎弁当販売事業者の募集に係る
総合評価一般競争入札募集要項

1 趣旨

広島県庁舎（以下「庁舎」という。）内の2か所を有料で使用許可し、職員等に良質な食事を提供する弁当販売事業者（以下「事業者」という。）を募集します。

事業者の選定は、技術評価等資料を総合的に評価する広島県庁舎弁当販売業務総合評価一般競争入札評価委員会（以下「評価委員会」という。）により決定します。

2 募集の概要

(1) 募集の内容等

- ・弁当販売を目的に庁舎の施設等の使用許可を受ける事業者を選定するものです。なお、使用許可については、県総務局財産管理課において別途行います。
- ・売上は事業者に帰属し、運営に要する一切の経費は事業者の負担とします。

※詳細は、「令和7年度広島県庁舎弁当販売事業者の募集に係る仕様書」【資料2】（以下「仕様書」という。）のとおりです。

(2) 使用許可期間（弁当販売期間）

令和8年3月9日～令和8年3月31日

行政財産の使用期間は1年（令和7年度は令和8年3月末まで）となっています。

期間満了日の一月前までに、申請書を知事に提出し、使用期間の更新の許可を受けることにより使用期間満了後引き続いて1年間営業することができます。ただし、令和8年度以降、県から3か月前までに通知することにより、使用許可期間を年度途中で終了する場合があります。

(3) 使用許可の方法【重要事項説明】

行政財産の使用料に関する条例（昭和39年3月31日広島県条例第31号）、行政財産使用規則（昭和39年3月31日広島県規則第14号）及び行政財産の使用料の額の設定（平成6年3月24日広島県告示第285号）によるものとします。

(4) 使用料

行政財産の使用料に関する条例の定めるところによる使用料を別途定められた期日までに納付してください。

3 施設の概要

(1) 名称 広島県庁舎

(2) 所在地 広島市中区基町10番52号

(3) 施設の概要（詳細は、仕様書のとおりです。）

施設名（※1）		第一食堂	東館食堂	合計
建物名		広島県庁舎本館	広島県庁舎東館	—
広島県庁舎内の所在地		本館地下1階	東館8階	—
床面積（※2）		219.00 m ² の一部	162.37 m ² の一部	—
床面積の内訳	販売スペース（※3） 【使用許可対象面積】	旧本館地下売店 11.75 m ²	(※2) 11.75 m ²	(※2) 23.50 m ²
	イートインスペース (※4)	(※2) 78.63 m ²	(※2) 50.00 m ²	128.63 m ²

資料 1

- ※ 1 : 第一食堂及び東館食堂において食堂を運営していました。
(食堂運営は令和 8 年 1 月末日で一旦休止しています。)
- ※ 2 : 第一食堂及び東館食堂のうち、客席スペースの面積を記載しています(厨房及び更衣室並びに本館地下売店の面積は含んでいません)。このうち一部を販売スペース(東館 8 階)及びイートインスペースとします。
- ※ 3 : 弁当販売に用いる面積です。使用許可の対象面積であり、使用料及び光熱水費実費の納付を要します。
- ※ 4 : 県職員等が食事のために使用する面積です。使用許可の対象面積ではありません(使用料及び光熱水費の納付は不要です)が、テーブルの清掃やごみ処理等を行っていただきます。

4 募集及び選定の方法

参加資格を有する者から弁当販売について企画提案していただき、販売内容などを総合的に審査し、決定します。

5 担当部局

(1) 名称(所在地)

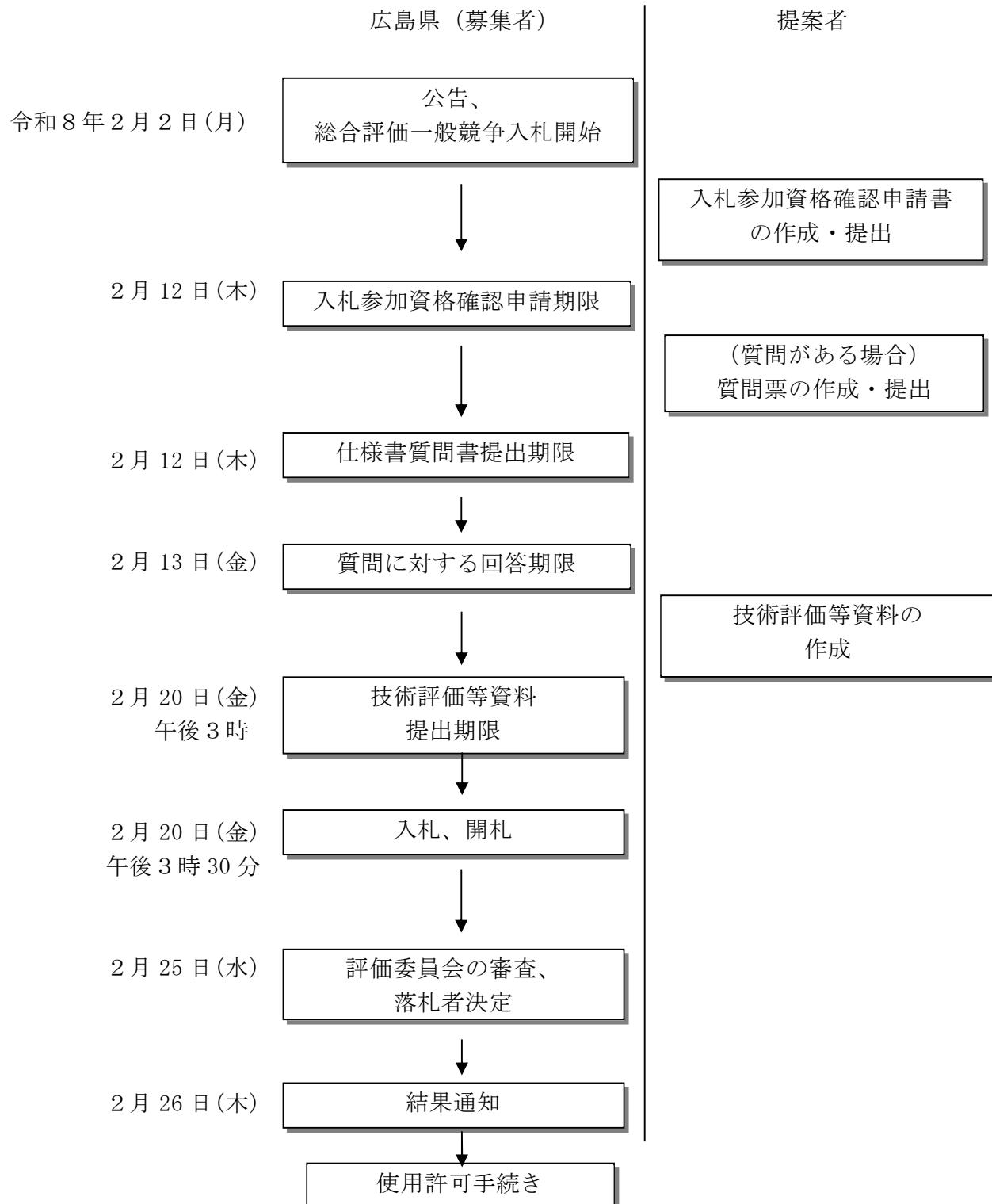
広島県総務局福利課 〒730-8511 広島市中区基町 10 番 52 号

(2) 電話: 082-513-2260

ファックス: 082-225-7909

電子メールアドレス: soufukuri@pref.hiroshima.lg.jp

6 総合評価一般競争入札の全体の流れ



7 総合評価一般競争入札手続等に関する事項

(1) 使用する言語、通貨及び単位

- ア 言語：日本語
- イ 通貨：日本国通貨
- ウ 単位：日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位

(2) 入札参加資格

総合評価一般競争入札に参加される者（以下「入札参加者」という。）は、次に掲げる条件をすべて満たす者とします。

- ア 施行令第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- イ 令和6年広島県告示第607号（令和7年から令和9年において県が行う物品及び役務を調達するための競争入札に参加する者に必要な資格等。以下「資格告示」という。）によって「59B デリバリー給食」の資格を認定されている者であること。
- ウ 本件調達の公告日から開札日までの間のいずれの日においても、広島県の指名除外を受けていない者であること。
- エ 本件調達の公告日から開札日までの間のいずれの日においても、低入札価格調査制度事務処理要領第11項に定める他入札への参加禁止措置の対象となっている者でないこと。

(3) 仕様書等に関する質問の受付

仕様書等に関する質問は、「仕様書等に対する質問書」により、下記により受け付けます。

- ア 受付期間：令和8年2月2日(月)～令和8年2月12日(木)17時15分まで【必着】
- イ 受付場所：前記5の担当部局に同じ
- ウ 提出方法：電子メール、ファックス等で提出してください。なお、件名は「広島県庁弁当販売に関する質問」としてください。
- エ 回答方法：質問に対する回答は、令和8年2月13日(金)までに質問者に対して回答します。
- オ その他：受付期間以外の質問については、いかなる理由があっても回答しません。

(4) 総合評価一般競争入札参加資格確認申請書及び誓約書の提出

総合評価一般競争入札に参加を希望される者は、総合評価一般競争入札参加資格確認申請書及び誓約書を、提出期限までに提出してください。

※参加資格確認申請書及び誓約書を提出しなかった者の技術評価等資料（提案書）の提出は認めません。

- ア 提出書類 総合評価一般競争入札参加資格確認申請書及び誓約書
- イ 提出先 前記5の担当部局に同じ
- ウ 提出期限 令和8年2月12日(木)17時15分まで【必着】
- エ 提出方法 持参、郵送等、又は電子メールによる。
 - ・持参の場合は、平日の9時から17時(12時から13時を除く。)までの間に前記6の担当部局に提出してください。
 - ・郵送の場合は、書留郵便、又は特定記録郵便にて、提出期限までに前記5の担当部局に必着としてください。
- オ 申請書及び前号に定める必要な書類（以下「申請書等」という。）の作成に要する費用は、総合評価一般競争入札参加希望者の負担とする。
- カ 申請書等に虚偽の記載をした者については、指名除外等の措置を行うことがある。

(5) 技術評価等資料の提出

ア 技術評価等資料の提出

入札参加者は、次により技術評価等資料を提出してください。なお、提出は、1者1提案に限ります。複数の入札参加者が共同して提出することは認めません。

(ア) 提出先

広島市中区基町 10 番 52 号

広島県総務局福利課（広島県庁本館 3 階）

(イ) 提出期限

令和 8 年 2 月 20 日（金）午後 3 時

(ウ) 提出方法

持参又は郵便等による。ただし、郵便等による場合は、上記イの期限までに必着することとする。また、提出する技術評価等資料は、入札参加者の商号又は名称及び当該入札に係る業務の名称及び開札日を記載した封筒に封入して提出すること。

(エ) 提出書類

「広島県庁舎弁当販売事業者の募集に係る技術評価等資料作成要領」【資料 3】（以下「作成要領」という。）による書類

（エ）その他：提出された書類は、期限内の再提出の場合を除き、返却しません。

イ 技術評価等資料の変更、差し替え等は認めません。

ウ 技術評価等資料を取り下げる場合は、「取下願書」を提出してください。

また、技術評価等資料提出期限後から使用許可日までの間に参加資格の条件を満たさなくなった場合も、「取下願書」を提出してください。

なお、取下願書の提出があった場合でも、提出された書類は返却しません。

イ 技術評価等資料を提出しない者は、辞退したものとみなします。

(6) 入札、開札

ア 日時

令和 8 年 2 月 20 日（金）午後 3 時 30 分

イ 場所

広島市中区基町 10 番 52 号

広島県庁本館 3 階東側会議室

(7) 公正な募集の確保

ア 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはなりません。

イ 入札参加者は、競争を制限する目的で他の入札参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に提案書等を作成しなければなりません。

ウ 入札参加者は、他の入札参加者に対して提案書等を意図的に開示してはなりません。

エ 入札参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、募集を公正に執行することができないと認められるとき及びその他、募集に関する条件に違反した提案と認められるときは、当該入札参加者を募集に参加させず、又は募集を延期し、もしくは取りやめことがあります。

8 落札者の選定方法等に関する事項

(1) 落札者の選定方法

ア 審査は、参加資格の確認を行った上で、「広島県庁舎弁当販売事業者の募集に係る審査

資料1

基準】【資料4】に基づき審査を行い、使用許可の相手方（以下「落札者」という。）を選定します。

イ なお、前記の参加資格の要件を満たさない者の提案は、審査の対象とはなりません。

ウ 審査は、県庁内の関係者で構成する「広島県庁舎弁当販売事業者評価委員会」（以下「評価委員会」という。）において行います。

エ 審査結果

落札者の名称の公表は行いますが、審査内容等については公表しません。

（2）審査

ア 全提案の中から厳正な書類審査の上、最も優れた入札参加者を選定します。

イ 審査に当たっては、次の期間内に個別に技術評価等資料の内容確認を行うことがあります。

日時：技術評価等資料の提出日から令和8年2月24日（火）まで

方法：技術評価等資料に記載された連絡先に電話又は電子メールで行います。

（3）落札者の選定

ア 評価委員会の審査の結果、最も優れた提案として評価した者を落札者として選定し、社名等を公表します。

イ 選定結果は、次のとおり各入札参加者に通知します。この場合、審査の過程や内容等については、公表しません。

（ア）通知日 令和8年2月26日（木）（予定）

（イ）方法 技術評価等資料に記載された連絡先に、電子メール又はファックスで通知します。

（4）使用許可申請の手続き

ア 使用許可

落札者と、提出された技術評価等資料を基本に事業運営等の詳細について協議をした上で、「行政財産使用許可申請書」【様式2】を提出していただき、**使用許可を受けた日から一週間以内**に、行政財産の使用に係る「誓約書」【様式3】を提出していただきます。

万一、落札者の辞退等があった場合は、次点の提案として評価した者を落札者として繰り上げ、使用許可の手続きを行う場合があります。

イ 行政財産使用規則等の確認

使用許可の申請に当たり、行政財産使用規則、行政財産の使用料に関する条例及び行政財産の使用料の額の設定を事前に確認してください。

（5）落札者の決定の取消

落札者が、使用許可を受けるまでの間に、次の事項に該当するときは、落札者の決定を取消し、使用許可しないことがあります。

ア 資金事情の悪化等により、事業の履行ができないと認められるとき。

イ 著しく社会的信用を損なう行為等により、落札者としてふさわしくないと認められるとき。

ウ 落札者が、参加資格を満たさなくなったとき。

9 その他の注意事項等

- （1）本提案に要する一切の費用（技術評価等資料の作成に要する費用等）は、提案者の負担とします。
- （2）提出された技術評価等資料等に記載された個人情報は、落札者の選定以外の目的で使用しません。
- （3）この入札に関し、県から受領又は閲覧した資料等は、県の了解なく公表又は使用してはな

資料 1

りません。

- (4) 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うものとします。
- (5) 入札参加者から提出された技術評価等資料等については、落札者が選定された後も公表しません。